

(様式 2)

鳴尾 S T C 会 会 則

(名称)

第 1 条 本会は、鳴尾 S T C 会と称する。

(事務所)

第 2 条 本会の事務所は西宮市津門住江町 4－3－2 とする。

(目的)

第 3 条 本会は、会員の親睦と結束を図り、会員相互の親睦を深め、ソフトテニスの技術向上と健全なスポーツ活動を推進することを目的とする。

(事業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に定める事業を実施する。

(1) ソフトテニスの練習及び指導

(2) 練習会、講習会その他各種行事の開催

(3) 大会及び交流試合等への参加

(会員)

第 5 条 本会の会員は、会の目的に賛同し入会した者とする。

(入会)

第 6 条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を本会に提出し、承認を得るものとする。

(費用負担)

第 7 条 本会の運営に必要な費用は、必要に応じて会員から徴収するものとする。

徴収する金額及び納入時期は、役員が決定し、会員へ事前に通知する。

徴収した費用は、保険料、練習に必要な用具・消耗品購入費、大会の参加にかかる費用(指導者の交通にかかる費用も含む)、連盟登録費、ユニフォーム・ゼッケン購入費その他本会の運営に必要な経費に充てる。

(退会)

第 8 条 会員は、退会届を本会に提出することにより任意に退会することができる。

(役員)

第9条 本会は会長、副会長、会計を設定しない。ただし、役員を決定する必要があるときは協議し、決定する。

(総会)

第10条 本会の総会は、会員をもって構成するものとする。必要があるときに臨時に開催する。定期的には行わない。

付則

この会則は、令和8年9月1日から施行する。